

水害に備えて

【内容】

田辺市施政の重責を担われ、市民生活の向上に向けて強く取り組まれている日々と拝察いたします。誠に心強いものと感謝申し上げます。

さて、近年は地球温暖化の影響か局地的豪雨が頻発し、各地で一時間に 100 mm 前後の雨が観測されています。当地でも不測の事態に備えなければなりません。左会津川や周辺で河川の氾濫、決壊で洪水時の浸水予想図が県ホームページで公開されています。(市の洪水ハザードマップもある) 浸水が 3~4m もの箇所があります。地震、津波に人力で立ち向かうことはできませんが、堤防の氾濫等は人の力を結集して防ぐことは可能だと思ふ次第です。

「市総合計画」には、災害に強いまちづくり節を読めば、より一層の浸水被害の軽減に努める必要があります。と書かれていますが、一級河川の大川が相手では無理なものも、市内の中小河川については、人力を結集して氾濫・決壊を防ぐ努力を放棄してはならないと考えるものです。軽減の前に防止すべきと考えます。

そこで、水害に備える応急対応はどうなっているのか。当市の地域防災計画と水防計画を見てみますと、災害対策本部の立ち上げにより備えるとしていますが、市機構上の各部の分担任務を知って驚きました。

各部の分掌事務としており、肝心の水防活動は、消防部署と消防団にあるのみ。

水防活動には、氾濫を防ぐための各種水防工法があるが応急対策の基本工法は土嚢積みと考えられます。

市組織の大部分は庁舎内にての情報収集と情報連絡と、多くは災害発生後の被害の調査及び応急復旧、避難所対応等で埋め尽くされています。

氾濫等に備えての巡視活動・防御活動・水防活動の任務は市職員（消防は除く）に付与していないのです。肝心の土嚢作成や土嚢積みは一言も書かれていません。ここに大きな問題があると考えます。

国の基本法である水防法（法律 193 号）によれば、「第 3 条、市町村は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。十七条、水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したとき、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。第二十四条、水防管理者他は、水防のためやむを得ない必要があるときは、区域内に居住する者、現場にある者をして水防に従事させることができる。」とあります。

万が一の場合は、地域住民も土嚢作成や土嚢積みに従事しなければならないのです。これほどの事態であり、洪水の被害は甚大で人命にもかかわります。

国土交通省・河川局防災課に確認したところ、「水防管理者の市長と市に所属す

る職員は一体となり、水防の責任を果たすのは当然と解釈できます。」と聞いています。

このままでは、堤防氾濫のおそれがあり人海戦術で土嚢積みが必要な事態となっても、市職員が出動し作業を行うことにはなっていないのです。他市では明確に記載されているところもあります。(防災対策課に提示済みです。)

水防配備体制が取られるが、最高レベルで第 3 号指令として、「事態が切迫し、一時間後には水防活動の必要が予想される時或いは、危険性が大で第 2 号指令では対処しかねると認められるときに指令する。」とありますが、これは所属部員の全員を勤務所等に招集することとされているのみです。具体的に氾濫危惧箇所等への出動指令の項目がないのです。

そのため、私は、災害の発生・堤防の氾濫を庁舎内で待っているのかと言いたいのです。

また、各任務の最低必要人員の計画数ありません。各部の最大動員人員とその時点での主幹任務の最低必要人員の差は当然のことに、遊撃人員として効果的に役割を付与し活動してもらわなければなりません。このままでどうして刻々と変化する災害発生直前の事態に的確に対応できるのでしょうか。一部では余り、ある部分では全く対処されない事態をまねきかねません。

また、避難指示等がなされた場合にも、連絡だけで避難行動自体は自主防災組織によってそれぞれ自分たちで逃げてくださいとあって、なんら避難誘導するとされてもいないのです。

水防の責任は市町村にあり、市長が最高責任者の水防管理者とされています。

市に所属する職員が市長の手足となり、非常事態に際しては臨機応変に人員を配備し、全員が庁舎内にこもるのみではなく、本部内には必要最低人数を配置し、多くが現場に出て消防機関を支援し行動してもらわなければなりません。災害の発生後のみに事務として対応するのみでなく、防災に向けて、市民の安全と財産を守るために、当然のことに、巡視し、避難誘導にあたり、かつ肝心の水防活動の一端も担うべきものと考えます。

消防機関(消防署・消防団)のみでは人員不足の事態が予測されます。その場合には住民を動員する前に市職員が出動しなければ何のための公僕かと考えます。水の逆巻く現場は無理としても、土嚢作成や土嚢積みは任務としなければ防げた洪水も防げません。

避難指示等が発令された場合は、寝たきりの人、要介護者、幼子等の避難行動について、自主防災組織に任せて知りませんとは何たる計画か。数百人が役所にこもる必要はない。現場に出て消防機関を支援し、避難行動の迅速な完了に向けて動くべきと考えます。

地域防災計画の災害応急対策計画(一般対策編)の第 3 節水防計画によれば、「第

2 水防機構」には、「水防本部を設置するなど水防事務を処理する」で、「第3 水防配備体制」「第4 水位・雨量観測」「第5 水防信号」「第6 決壊の通報」ときて、次に「第7 水防報告と記録」と書かれています。

決壊の前に出動が漏れているのではないかと。決壊の前に水防活動がなければならぬ。併せて、並列的に避難誘導が来なければならないと考えるものです。

なお、当市の消防団の総数は約千名で、所属する市職員は約 820 名中、12 名のみとのこと（旧田辺市は定員 504 名中、市職員 4 名であったとこのこと）、本宮支団には女性団員が 4 名もおられると聞きました。

地域住民の守り手が一般市民に多くがゆだねられているのです。若い力をこれほど有する組織は市役所のほかにありません。高齢化の進行する当地域にあっては市職員に求められる大きな期待は、近い将来には市の事務をこなすだけでなく、地域住民として最も気高い行為とされる防災や安全を担う消防団活動です。この役割を率先して担ってもらいたいと住民は念願しているのです。そのためには、現在類似市町村団体に比較して職員数の多さも強くは削減を求めているのではないかと。市内部での人事評価のポイントとするぐらいの推奨策を実施してもよいのではないかと。

「災害に強いまちづくり」を掲げている市総合計画の中で、市民の役割も重要ですが、第一には市当局の職員の担う役割をより明確にし、かつ、率先して地域を守る最も大事な部分を支えてもらいたいものです。

以上により、当市の水防についての防災計画には、根本的な欠陥があるといわざるを得ません。災害対策本部の陣容と任務につき、時系列的な計画を練り直し、水防活動の支援と住民の避難誘導対策を重点として組み込まれることを強く求めます。

是非とも市長の卓越したリーダーシップにより、市民特に高齢者や弱者といわれる人々がより安心して暮らせるまち「一人ひとりが大切にされるまち」と実感できるよう強くお願い申し上げます。

追記、災害に備えての市職員の服装ですが、以前は入庁時に作業着は給付されていたが、現在は自前とのこと。この準備状況はどうなっているのか。前記の趣旨から全職員について早急に確認されたいと思います。カップ、ヘルメット、長靴、作業靴等経費の上からは自前で準備されたい。市民はそうしています。

また、16 年度の水防計画書には、土木課（班）の分掌任務として、5. 水防技術の指導とされていますが、ここは、土木の専門家として、かつ、市職員の任務として消防署の手の回らない地点での氾濫危惧箇所での水防活動の現場指揮を取って、災害の発生を未然に防止することにあるのではないのでしょうか。

以上、非常に厳しいことを書かしていただきましたが、近年は私ども年金生活者にあっても、収入に比して高額の税を納めなければなりません。

いろいろ市の業務を見てもと些細な失態も多く見られます。市職員に対する目も従来以上に厳しくなるのもやむを得ません。ここは民間企業のごとき厳しいリストラはないのでありますからして、すべての面に従来以上に真剣に取り組んでいただきたいと望むところです。

【回答】

貴台のご質問である田辺市地域防災計画において市職員における水防活動の支援と避難誘導対策が組み込まれていない等につきまして、回答いたします。

まず、水防活動の支援につきましては、当該計画（一般対策編）の3-70第3章 初動期の応急対策活動において、実施担当部局の職員が3-71第3「樋門等の操作」及び第4「応急措置」の1～3並びに第5「資機材の調達」で明記しておりますとおり、被害が予想される状況下では樋門の開閉等の措置や水防工法（土嚢積）など応急措置を行うこととしております。

次に、市民の避難誘導につきましては、同計画の3-87第2「避難誘導の方法」(1)に明記のとおり「市民の避難誘導は、当該地区の消防団及び市長の命を受けた職員並びに警察官が行う」としており、消防団員等と連携を図りつつ災害時要援護者を優先し適切な避難誘導を行うこととしております。

また、市職員の消防団への入団の促進につきましては、ご指摘のとおり、少子高齢化や地域コミュニティの変化等に伴い全国的にみても消防団員は減少傾向が続いている状況であり、地域住民の安全を確保する上で消防団員の確保は大変重要であると考えておりますことから、今後、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

更に、市職員に対する防災関係の被服等の支給につきましては、現在、ヘルメットのみ職員に貸与しておりますが、長靴、カップ等は経費削減の意味から各職員が自前で準備することにしており、これらにつきましては、一般的に使用する物を各職員が所有しております。

なお、当該田辺市地域防災計画は社会情勢の変化等に応じて常に実情に沿ったものとするため、必要あるときは市防災会議に諮り修正を行うこととしております。そうしたことから、今後ともより一層の災害防止・軽減を図るため、このたび貴台よりご指摘いただきましたことを真摯に受け止め、今後、より市職員の各任務を明確化するなどにつきまして検討・研究してまいりたいと思っておりますので、何卒、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

(担当：防災対策室)